

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I： 該当なし
 区分 II： 該当なし
 区分 III： 該当なし
 その他： 17 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主変圧器地下タンクの水位計(排水ポンプ起動停止インターロック使用)において、動作不良が認められたため、当該水位計を点検。	G III	
2	1号機	復水器連続洗浄装置(A1)貝分離装置において、動作不良(洗浄工程が停止)が認められたため、原因調査後対応検討。	G III	
3	3号機	酸素注入系酸素ガスポンペ(A,B,G,J) 出口弁配管接続部において、漏えい(カニ泡程度)が認められたため、当該部を点検修理。	G III	
4	3号機	設備パトロール時、所内電源装置モーターコントロールセンタ(MCC3A-2-3(6D))ユニット内より異音(ジー音)が認められたため、当該電源ユニットを点検。	G III	
5	4号機	所内変圧器(4B)点検時、冷却フィンの一部に塗装剥離が認められたため、対応検討。	G III	
6	4号機	給水加熱器ドレン系第1給水加熱器(A,B)加熱器側水位調節弁(2台)点検において、駆動空気減圧弁の不良(常時排気状態)が認められたため、当該減圧弁を交換。	G III	
7	4号機	給水加熱器ドレン系第5給水加熱器(C)加熱器側水位調節弁点検において、弁部品(ポジションナー内ギア部)に摩耗が認められたため、当該部品を交換修理。	G III	
8	4号機	給水加熱器ドレン系給水加熱器用水位調節弁点検時、ポジションナーマメゲージ(9台)に不良(ゼロ点ズレ)が認められたため、当該マメゲージを交換。	G III	
9	4号機	加熱蒸気系タービン建屋給気処理装置(B)ドレントラップ前弁(2台)及び後弁(2台)点検時、当該弁のボンネットボルト及びナットに腐食が認められたため、当該弁を交換修理。	G III	
10	4号機	取水設備スクリーン装置(C)点検において、パー回転式スクリーン及びトラベリングスクリーン駆動用電動機(2台)の軸受け嵌め合い寸法に管理値外れが認められたため、当該軸受けの廻り止め処置を実施。	G III	
11	4号機	加熱蒸気系タービン建屋給気処理装置(B)ドレントラップ後弁点検時、当該弁のハンドル部固着が認められたため、当該弁を点検手入れ。	G III	
12	4号機	放射性ドレン移送系タービン建屋低電導度廃液系サンプ(B)出口流量計において、指示不良(当該サンプポンプ停止後に指示低下しない)が認められたため、当該流量計を点検。	G III	
13	4号機	主タービン主蒸気止め弁(#1)点検において、弁体キャップボルト(1本/8本中)に固着による取り外しできない事象が認められたため、当該ボルトのモミ取り及び交換を実施。	G III	
14	4号機	低圧蒸気タービン(B,C)上半内部車室点検において、防熱板及び止めワッシャーに浸食が認められたため、当該防熱板を当て板溶接及びワッシャーを交換。	G III	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	計測制御用電源設備において、酸素注入系制御盤電源用しゃ断器の動作不良(OFF操作時にOFF位置固定できない)が認められたため、当該しゃ断器を交換。	GⅢ	
16	3.4号廃棄物処理設備	固化系固化材受入ポンプ運転時、当該ポンプメカシール部より固化材の漏えい(鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該シール部を点検修理。	GⅢ	
17	その他	固体廃棄物貯蔵庫警報盤において、警報発生(貯蔵庫西側屋上)により現場調査を行ったところパッケージエアコン(1)の故障表示灯点灯が認められたため、当該エアコンの点検を実施。	GⅢ	